

安心・安全住宅リフォーム工事の 補助制度がはじまります

※令和2年度から4年度までの3か年の期間限定事業

※住宅リフォーム工事と合わせて行う防災減災型外構工事も補助対象になります。

○令和4年度分受付開始 4月1日～

※補助金申請額の総額が、予算額2,500万円(約130件分)に達した日をもって
受付終了とします。

○事業概要

市民の皆さんが、住み慣れた住宅の性能や機能の向上を図る住宅リフォーム工事(省エネルギー型、環境負荷低減型、防災型)、住宅リフォーム工事と合わせて行う防災減災型外構工事を、市内の施工業者に依頼して行う場合、その経費の一部を補助します。

○申請できる人

市内に住所を有する方で次のいずれにも
該当する方

- ①住宅の所有者又は居住している家族
- ②市税を滞納していない方

○対象となる住宅

市内にある個人住宅で次のもの

- ①自己又は家族の居住に供する住宅
 - ②店舗等併用住宅の自己住宅部分で①に該当する住宅
 - ③マンションの自己専有部分で①に該当する住宅
- ※アパートなど貸家、借家は対象外です。

○補助金額

- ①性能向上工事を含む住宅リフォーム工事
対象工事費の20%以内(千円未満の端
数は切り捨て) 限度額20万円
- ②防災減災型外構工事
対象工事費の20%以内(千円未満の端
数は切り捨て) 限度額10万円

○対象となる工事

- ①20万円以上の住宅性能向上工事費を含む住宅リフォーム工事であること。
- ②住宅リフォーム工事と合わせて行う防災減災型外構工事であること。
- ③市内に本店がある住宅関連業者又は市内に住所のある住宅関連個人事業者が行う工事であること。
- ④事業年度内に工事が完了し、工事代金の支払いができること。

○その他の要件

- ①市の他の補助金の対象となった工事費については対象となりませんが、それ以外の工事で当補助制度の要件に該当する工事は対象となります。
- ②当事業による補助金の交付は、同一住宅1回限りです。
- ③令和元年度をもって終了した「住宅性能向上リフォーム支援事業」により補助金の交付を受けた住宅は、防災減災型外構工事のみ当事業を活用いただけます。

○補助金算出例

工事例①

住宅性能向上工事 33万円 (省エネルギー型改修)	+	一般改修工事 56万1千円 (壁紙の貼替え、畳の表替え)	+	補助対象外工事 22万円 (防災減災型外構工事以外の外構工事、各種申請書等の作成費、手続費)
------------------------------	---	---------------------------------	---	---

※補助対象工事費
住宅リフォーム工事：33万円(住宅性能向上工事費) + 56万1千円(一般改修工事費) ⇒89万1千円
防災減災型外構工事：——

※補助金額
住宅リフォーム工事：89万1千円×20%=17万8千2百円⇒17万8千円(対象工事費の20%、千円未満切捨て)
防災減災型外構工事：——
補助金交付額 計：17万8千円

工事例②

住宅性能向上工事 88万円 (防災型)	+	一般改修工事 22万円 (畳の表替え)	+	防災減災型外構工事 47万3千円 (支障木の撤去)	+	補助対象外工事 22万円 (防災減災型外構工事以外の外構工事、手続費)
------------------------	---	------------------------	---	------------------------------	---	--

※補助対象工事費
住宅リフォーム工事：88万円(住宅性能向上工事費) + 22万円(一般改修工事費) ⇒110万円
防災減災型外構工事：47万3千円 ⇒47万3千円

※補助金額
住宅リフォーム工事：110万円×20%=22万円⇒20万円(対象工事費の20%、上限20万円)
防災減災型外構工事：47万3千円×20%=9万4千6百円⇒9万4千円(対象工事費の20%、千円未満切捨て)
補助金交付額 計：20万円+9万4千円=29万4千円

工事例③

住宅性能向上工事 88万円 (防災型)	+	一般改修工事 22万円 (畳の表替え)	+	防災減災型外構工事 55万円 (組積造塀の撤去)	+	補助対象外工事 22万円 (防災減災型外構工事以外の外構工事、手続費)
------------------------	---	------------------------	---	-----------------------------	---	--

※補助対象工事費
住宅リフォーム工事：88万円(住宅性能向上工事費) + 22万円(一般改修工事費) ⇒110万円
防災減災型外構工事：55万円 ⇒55万円

※補助金額
住宅リフォーム工事：110万円×20%=22万円⇒20万円(対象工事費の20%、上限20万円)
防災減災型外構工事：55万円×20%=11万円⇒10万円(対象工事費の20%、上限10万円)
補助金交付額 計：20万円+10万円=30万円

○住宅性能向上工事例

①省エネルギー型リフォーム工事

- 断熱材の敷設
- 窓・ガラス取替工事
 - ・ペアガラスの設置、二重サッシへの改修工事、内サッシの設置
- 屋根の葺き替え・塗装工事
 - ・断熱性・遮熱性能向上の屋根葺き替え ・遮熱性のある塗装材でのコーティング
- 外壁の張り替え・塗装工事
 - ・遮熱性能のある塗装による塗り替え工事 ・一定量の断熱材を施工する工事
- 太陽熱温水器の設置
- 高効率給湯器等の設置
 - ・エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファームの設置工事
- その他省エネに有効な設備の設置
 - ・高断熱浴槽の設置・節水型洋式トイレの設置 ・まきストーブ等の設置

②環境負荷低減型リフォーム工事

- 水質環境の改善
 - ・公共下水道及び農業集落排水施設接続に係る工事（上下水道配管敷設、衛生設備設置、便槽等の解体撤去工事）
 - ・合併浄化槽設置接続に係る工事（上下水道配管敷設、衛生設備設置）
 - ・生活排水の処理を合併浄化槽から公共下水道又は農業集落排水施設接続に変更する工事（上下水道配管敷設、合併浄化槽等の解体撤去工事）
- その他環境負荷低減に有効な対策を講じた工事

③防災型リフォーム工事

- 躯体の補強工事
 - ・部分的な補強工事（基礎、壁、柱、床、はり、屋根、階段の補強、取替、撤去による強度等の向上）
- 二次災害又は被害の防止に有効な対策工事
 - ・合わせガラス、網入りガラス、強化ガラスへの取替 ・家具転倒防止の実施、転倒防止金具の設置
- 屋根の葺き替え
 - ・防災仕様（瓦釘打ち併用・金属補強仕様）での葺き替え・屋根材の軽量化（瓦材から金属材への葺き替え）
- 外壁の張り替え・塗装工事
 - ・防火性能のある外装材による張り替え工事 ・防火性能のある塗料による塗り替え工事
- その他防災に有効な設備の設置
 - ・火災報知機の設置・防災ベット、耐震コア（シェルター）の設置・融雪装置の設置

○その他住宅リフォーム工事例

・住宅性能向上工事と併せて行うことにより補助対象となるリフォーム工事

- ・住宅の増築工事（10㎡以内）、一部改築工事 ・屋外工事（屋根・外壁・バルコニーなどの改修工事）
- ・屋内工事（壁紙の貼替え・畳替え・建具の交換・床の改修工事・トイレ・浴室などの改修）
- ・設備工事（システムキッチンの設置など）

○防災減災型外構工事

○溢水(いっすい)防止対策

- ・芝張等による緑化、浸透性舗装、雨水浸透柵、貯水槽の設置等

○支障木の撤去

- ・道路の閉塞、住宅の損壊等加害のおそれのある樹木の伐採、伐根等の除去工事

○組積造塀(ブロック塀等)の撤去

- ・地震時に転倒のおそれのある組積造塀(ブロック塀等)の撤去及び代替の透視可能な柵等の設置工事

○家庭用蓄電池システム

- ・災害時に活用可能な家庭用蓄電池システムの設置工事

・補助対象とならない工事例

- ・新築工事 ・ 車庫や物置の設置工事 ・ 家具、調度品、家電等の購入費 ・ 電話、インターネット配線工事
- ・防災減災型外構工事以外の外構工事 ・ 蓄電可能な電気自動車等の購入 など

・補助対象とならない経費等

- ・設計・監理費 ・ 各種申請書等の作成費、手続き費 ・ 汲取り手数料 など

○事業の流れ

(1) 申込み(市建設課窓口)

①工事の着手前に申請してください。

②補助金交付申請書に必要な事項を記入し、次の書類を添付してください。

- ・収支予算書 ・ 対象住宅の位置図 ・ リフォーム工事の見積書 ・ 補助対象工事費確認シート
- ・性能向上内容チェックシート ・ 性能向上を確認できる書類 ・ 平面図等工事箇所・内容のわかる図面
- ・リフォーム工事前の住宅外観及び工事予定箇所ごとの写真 ・ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助金交付決定(市建設課→申請者)

補助金交付申請書の審査が完了した後、補助金交付の可否及び交付額を決定し、申請者に文書で通知しま

(3) 施工業者との請負契約、リフォーム工事着手

補助金の交付決定を受けてから、施工業者と契約し工事に着手してください。

※交付決定前の着手は認められません。

(4) 工事完了及び実績報告書提出(申請者→市建設課)

工事が完了し、工事代金の支払いが済みましたら、実績報告書に次の書類を添付して提出してください。

- ・収支決算書 ・ 施工業者との契約書の写し ・ 施工業者の発行した領収書の写し
- ・工事施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真 ・ その他必要な書類

(5) 補助金確定通知(市建設課→申請者)

実績報告書を審査、現場調査を行い、補助金の額を確定します。結果について文書で通知します。

(6) 補助金交付請求及び補助金の交付

補助金交付請求書を提出してください。補助金を指定の口座に振り込みます。

問い合わせ先：大町市役所 建設課 建築住宅係
電話 22-0420 (内線 694・695)